別記様式第十三

裁　　定　　申　　請　　書

裁定申請者　住　所

ふりがな
氏　名

相　手　方　住　所

ふりがな
氏　名

河川法第　条の規定による協議が成立しないので、下記により、裁定を申請します。

記

1　損失の事実

2　損失の補償の見積り及びその内容

3　協議の経過

4　その他参考となるべき事項

年　　月　　日

裁定申請者　住　所
氏　名

殿

備考

1　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　「第　条」の箇所には、根拠条文を記載すること。

3　「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

4　「損失の補償の見積り及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第42条第3項の規定によつて損失防止施設を設置することを要求する場合は、その費用の見積りをあわせて記載すること。

5　「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。